

## 社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

社会福祉法等の一部を改正する法律のうち同法の法律番号に係る部分中「平成二十七年」を「平成二十八年」に改めること。

(改正法第五条、第六条及び附則第九条第二項関係)